

犯罪被害者等支援

メニューリスト

玉 野 市

支援メニュー・対応窓口

玉野市

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	総務課 人権・男女共同参画係 TEL 0863-32-5516
--	---------------------------------------

2 国民健康保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	保険年金課 TEL 0863-32-5528
(2) 医療費の一部負担金、保険料の徴収猶予・減免	事業・業務の休廃止や甚大な被害等により医療費の一部負担金や保険料の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	保険年金課 TEL 0863-32-5528
(3) 国民健康保険料の減免	災害などによる特別な事情により国民健康保険料の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。	保険年金課 TEL 0863-32-5528

3 年金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 遺族基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合、亡くなった方が生計を維持していた配偶者や子に支給します。	保険年金課 TEL 0863-32-5528 (遺族厚生年金の場合) 岡山西年金事務所 TEL 086-214-2163
(2) 障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は20歳前に病気やケガによって一定の障害が残った方に支給します。	保険年金課 TEL 0863-32-5528 (障害厚生年金の場合) 岡山西年金事務所 TEL 086-214-2163

4 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 市民税の減免	災害などの特別な事情がある場合は、市民税額に関する減免の相談に応じます。	税務課 市民税係 T E L 0863-32-5510
(2) 固定資産税の減免	災害などの特別な事情がある場合は、固定資産税の減免の相談に応じます。	税務課 固定資産係 T E L 0863-32-5510
(3) 市税の納付相談	市税の納付が困難となった場合などに、納付相談に応じます。	税務課 納税係 T E L 0863-32-5511

5 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	D V、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できます。	市民課 T E L 0863-32-5521
(2) 市営住宅への入居	D V及び犯罪被害により、従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	都市計画課 T E L 0863-32-5544
(3) 生活困窮者自立相談	仕事、生活、お金、健康に関することなど、専門の相談員が相談に応じます。	福祉政策課 T E L 0863-32-5564
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	福祉政策課 T E L 0863-32-5555
(5) 上下水道料金の納付、水道料金の減免	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、分割納付の相談に応じます。また、自然災害などの罹災者に対して水道料金の減免の相談に応じます。	水道課 T E L 0863-33-9666
(6) 消費生活に関する相談	消費生活、悪質商法、多重債務に関するトラブルについて、消費生活相談員が相談に応じます。	市民課 T E L 0863-32-5523

6 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み相談	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(2) 母子・父子自立支援員への相談 【ひとり親家庭等の支援】	生活の問題や子育ての悩みなど、ひとり親家庭の方の生活の困りごとに関する相談に応じます。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(3) 児童手当	18歳年度末までの子の養育している父母等に支給します。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(4) 在宅育児手当	生後2か月を超え満1歳に達するまでの子を、保育所等を利用せず日中家庭で養育している父母に支給します。 ※支給要件があります。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(5) 児童扶養手当 【ひとり親家庭等の支援】	父又は母と生計を同じくしていない児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。 ※所得制限があります。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(6) 遺児激励金 【ひとり親家庭等の支援】	保護者と死別した小中学校在学中の児童の養育者に、激励金を給付します。 ※生活保護世帯、生活保護世帯に準ずる世帯が対象です。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(7) ひとり親家庭等医療費公費負担 【ひとり親家庭等の支援】	医療機関・薬局等の窓口マイナ保険証等とひとり親家庭等医療費受給資格証を提示することで、窓口で支払う医療費の自己負担額（保険診療のみ）の一部を助成します。 ※所得制限があります。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(8) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 【ひとり親家庭等の支援】	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。 ※貸付には審査があります。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(9) 就業の支援 【ひとり親家庭等の支援】	ひとり親の方の、自立のための就業支援を総合的に実施します。 （母子・父子自立支援プログラム策定、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等）	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(10) 母子生活支援施設への入所 【ひとり親家庭等の支援】	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所により自立に向けた生活を支援します。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(11) 一時預かり	一時的に家庭保育が困難になった就学前のお子さんを保育施設等でお預かりします。	就学前教育課 TEL 0863-32-5573
(12) ショートステイ	様々な事情によりお子さんの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等に宿泊し、生活援助を受けることができます。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(13) ファミリー・サポート・センター	児童の預かり等の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織で、援助を受けたい会員からの申込みに応じて、援助を行ってくれる会員を紹介します。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554
(14) 助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、施設への入所により助産を受けていただきます。	こどもみらい課 TEL 0863-32-5554

7 教育

相談内容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 教育相談	不登校やいじめ等、教育上の様々な課題の相談に応じます。	学校教育課 TEL 0863-32-5575 玉野市教育サポートセンター TEL 0863-33-5115
(2) 就学援助	経済的理由により小中学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費・修学旅行費などの費用を援助します。	学校教育課 TEL 0863-32-5575

8 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 障害に関する相談	犯罪等の被害により障害が残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。 (身体障害者手帳の交付、障害福祉サービス)	福祉政策課 T E L 0863-32-5556
(2) 特別障害者手当 (20歳以上) 障害児福祉手当 (20歳未満)	精神または身体に著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。	福祉政策課 T E L 0863-32-5556
(3) 特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。	こどもみらい課 T E L 0863-32-5554
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待や養護者の支援に関する相談に応じます。	福祉政策課 T E L 0863-32-5556

9 介護

相談内容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高齢者の総合相談・支援	介護・福祉・医療などに関するさまざまな相談をお受けし、支援を行います。	玉野市地域包括支援センター T E L 0863-33-6600
(2) 介護保険料の減免等	事業損失・失業・死亡などにより収入等が著しく減少し介護保険料の納付が困難となった場合、減免等の相談に応じます。	長寿介護課 T E L 0863-32-5537

10 その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) こころの健康	こころの悩みや精神症状への対応について、相談に応じます。	玉野市健康増進課 T E L 0863-31-3310
(2) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	玉野市男女共同参画相談支援センター T E L 0863-33-7867